

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後２時００分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に千葉ふみ子農業委員、鈴木智一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に藤田農業委員会事務局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第８号

農地法第３条の許可申請について 申請番号１

議 長 議案第８号、申請番号１について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号１、地区は原市地区で権利は所有権、所在は大字平方字九番耕地、地目は登記、現況ともに畑の２筆である。事由としては、譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大である。譲受人の職業は農業で、自作地として１４，０８４㎡の農地を所有している。

作付け作物は露地野菜である。トラクター１台、耕運機１台を自己所有している。農作業に従事する者として受入は農作業歴５０年で、受入を含む世帯員４人で全農地を耕作している。農地法第３条の許可を受けた後は農地として耕作する旨の誓約書が提出されている。資料に示しているのは農地台帳番号と地図番号を一致させており、それぞれの現況写真を付している。露地野菜の作付けの他、栗畑、植木畑、保全管理が行われている。また、市外の伊奈町にも農地を所有しているが、全筆とも遊休農地ではないことを確認している。

議 (報	長 告)	担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。 申請番号１について、原市地区の黒須邦昭委員が報告した。６月２３日（金）に地区担当の３名の委員で現地調査を行った。現地は東西の両側が宅地化して塀があるが、境界杭は設置されている。管理されており、長い間耕作されていないが営農目的で耕うんすれば、すぐに農地化すると思われる。
議	長	申請者の入室を促した。 ＜申請人入室＞
申 請 人 議 長 市村推進委員	自己紹介を行った。 本件について意見を求めた。	所有する農地が市内に点在しているが、自分でも離れたところにトラクターを移動させていて周囲に気兼ねしているが、どのようにトラクターを移動しているのか伺いたい。
申 請 人		トラクターをトラックに積んで移動して使用している。自分は８０歳になるので、トラクターの移動や農作業は主に息子が従事している。
新木農業委員		作付け計画ではサツマイモやジャガイモを計画しているが、今回取得する農地は、こうした作物の作付けに適している土地なのか。
申 請 人		申請地は事着からほど近い。長く耕作していなかった土地なので、ユンボで掘り起こし、トラク

ターをかけて立派な畑にしたい。土質が赤土なので、一番適しているのはジャガイモ或いはサツマイモかと思っている。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、申請人に退室を促した。
＜申請人退室＞

議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請について 申請番号 2、3、4、5

議案第 9 号 農地法第 5 条の許可申請について 申請番号 2、3

議 長 議案第 8 号農地法第 3 条の許可申請についての申請番号 2 番から 5 番を議題とする。この議案は議案第 9 号農地法第 5 条の許可申請についての申請番号 2 番及び 3 番と関連があるため一括審議とし、事務局に説明を求めた。

事 務 局 本件は営農型太陽光発電に係る案件で、議案第 8 号申請番号 2 番から 5 番と、議案第 9 号申請番号 2 番及び 3 番は同一か所となる。申請番号 2、地区は大石地区、権利は使用貸借権、所在は大字畔吉字中、地目については 2 筆が登記、現況ともに畑、1 筆は登記山林、現況畑の計 3 筆である。申請事由については、譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大である。譲受人の耕作状況は 3 7 6 a の農地を耕作している。申請番号 3、地区は大石地区、権利は区分地上権である。所在、地番、地目及び面積は申請番号 2 と同一である。申請事由については営農型太陽光発電による区分地上権の設定である。申請番号 4、地区は大石地区、権利は使用貸借権である。所在は大字畔吉字新田で、地目は登記、現況ともに畑の 3 筆である。申請事由については、渡人は経営規模の縮小、受人は経営規模の拡大である。受人の耕作状況は 3 7 6 a の農地を耕作している。申請番号 5 番、地区は大石地区、権利は区分地上権である。所在、地番、地目、面積については申請番号 4 番と同一である。申請事由は営農型太陽光発電による区分地上権である。

議案第 9 号農地法第 5 条の許可申請については、議案第 8 号申請番号 2 及び 3 と同一である。申

請番号 2, 地区は大石地区、権利は使用貸借権で、所在は大字畔吉字中の 3 筆である。地目は 2 筆が登記、現況ともに畑、残りの 1 筆が登記山林、現況畑である。形態は一時転用で、用途は営農型太陽光発電施設、施設については太陽光パネル設置に伴う支柱、電柱、キュービクル、フェンスの 4 つの工作物となっている。開発許可は不要で、農振農用地のため適合証明を取得している。

議 長 担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大石地区の矢部推進委員が報告した。6 月 21 日(水)に地区担当委員 5 名で現地確認を行った。写真にあるとおり、現地は保全管理されており、担当委員としては問題ないという認識である。5 条については一括審議ということでお願いしたい。

議 長 申請者の入室を促した。
＜申請人入室＞

申 請 人 自己紹介を行った。2 年前の 6 月から領家と小敷谷で太陽光パネルの下でお茶栽培を行っている。2 年前の許可申請に際して、①日照の問題として、太陽光パネル下での生育状況。②チャドクガという害虫の問題。③冬期の防霜対策の 3 点が課題とされていた。本日写真を回覧させていただいているが、概ね順調に生育している状況である。今回の申請でも、同じような栽培を行っていく計画である。まず、日照の問題だが、パネルは構造上 3 m 30 cm の高さになっている。これは農業機械が畑地に入れる設計となっており、パネルの脇からも十分光が届いていることが分かった。生育に関しては北側の方よりも南側の方が良いという傾向がある。害虫に関しては、チャドクガはツバキ科につく害虫で、周囲にはツバキ畑や茶畑がないため虫がおらず、現在までに 1 匹も発生していない。ただ、自分自身が入間の周辺から虫を連れてきてしまう可能性があるので、充分注意をして栽培している。最後に防霜対策だが、お茶の幼木が最初の冬を超すのは難しく、通常は防霜ファンを設置する。太陽光パネルは 3 m 30 cm の高さがあり、丁度 3 m くらい上空にある暖かい空気が対流層で保たれている。カーポートのある車のフロントガラスが凍らないように、太陽光パネルに

議 長 市村推進委員 申 請 人 市村推進委員 申 請 人 市村推進委員 藤波農業委員 新木農業委員 申 請 人	保温効果があることが実証された。畔吉地区でも同様に栽培を行って行きたい。 本件について意見を求めた。 説明では日照への影響は問題ないということだが、500ワットのパネルで、パネル自体を透過する光が若干あると思うが、どのくらいのパーセントの開口率を考えているのか。 パネル自体は86%くらいである。お茶はもともと日陰の植物で、太陽の光はあまり必要とはしない。今の光の3割で大丈夫である。 お茶の味には影響しないのか。 資料にも示してあるが、どちらかという屋根のある、被覆されているお茶の方が味は良い。京都や宇治での栽培は太陽光を遮っている。宇治抹茶はそうした栽培を行っている。茶業界では日陰の方が味は良いとされている。 個人的には茶畑はグリーンのイメージがあり、異質なものが上にあって、景観的にはちょっと寂しい感じがしている。 担当地区なので2か月に1回程度は様子を見ている。半年くらいからお茶が急に成長してきたように感じる。要望として、除草作業の方をもうすこし頻繁にやれば、お茶の生育にもいいのではないかと思う。 領家と小敷谷の農場開設時にも話があったかもしれないが、今回提出されている営農計画書の中にある収支計画書によれば、20年間にわたる耕作奨励金が支払われることになっているが、奨励金を支出するのはどのような団体なのか。また、土地利用計画図の中で、鋼質のフェンスと簡易フェンスとあるが、どのような考えで材質の異なるフェンスにしているのか伺いたい。 収支計画では20年間、定額で一定の金額が支払われることになっている。今回の事業は3つの会社の事業体でできている。畑を管理する我々の会社、パネルや躯体などの建築構造を建てる会社、発電する電力を運用する会社で構成されており、耕作奨励金あは売電会社から支出される。
---	--

新木農業委員 申 請 人	20年間支払うということなのか。 それだけの電力量があるということだと思う。20年間一律でその金額を頂くことになっている。フェンスの問題で、簡易フェンスと鋼質フェンスの違いは、防犯用で人が簡単に入れないようなところでは簡易フェンスで対応する。鋼質フェンスはイノシシなどの鳥獣害の可能性のあるところ、山林の場合は鋼質フェンスという違いがある。山林の場合は全部鋼質フェンスだと思う。今回の場所は簡易フェンスでのいいのではないかと、個人的には思っている。
新木農業委員 申 請 人 新木農業委員	フェンスは全体を囲むということで良いのか。 全体を囲む計画になっている。 畔吉・中の計画地内に貯留槽というものが配置図に示されている。この場所は以前に酪農か何かをやっていた場所だと思うが。
申 請 人	お茶は植栽する時に、一時的に水が必要になる。そうした時に水源があったほうが良いということでの貯留槽である。
新木農業委員	前回の領家農場、小敷谷農場の時には、貯留槽という計画がなく、今回新たに貯留槽が示されていたので、どのような観点かと思ったので質問した。
申 請 人 市村推進委員	安心のため、無いよりもあったほうが良いということである。 ソーラーパネル周囲のパワーコンディショナーから電磁波が発生すると言われるが、住宅が隣接している場所があるが、電磁障害的な問題は起きないのか。
申 請 人	毎月検査は実施しているが、現代の技術では電磁発生を起こさない被覆性の資材もある。昔は確かに電磁発生があったらしいが、地下埋設と被覆性の改善された技術で行っており、まず大丈夫だというのが現代のやり方である。
藤波農業委員	基本的な質問で、以前の記憶によると、地権者に除草作業や管理、などある程度の仕事を優先的にやってもらいえるような話だったと思うが。

申 請 人	もちろんそのようには考えている。
藤波農業委員	除草作業はだいたいを機械で行うのか。
申 請 人	除草は機械である。イメージとしては草刈りと同じである。
藤波農業委員	地元の人をなるべく使ってもらうようにお願いしたい。
議 長	最近、群馬県から埼玉県北部の方で、太陽光発電に使っているケーブルの銅線ケーブルが盗難にあうケースがあって、1, 0 0 0万円単位での被害にのぼると聞いているが、そうした対策は考えているのか。
申 請 人	現在までに小敷谷で1回やられて、電線を丸ごと持ち去られた。それ以来、去年のはじめころから防犯カメラを設置している。カメラあることがわかるように設置した。映像を確認するとカメラがあることがわかって帰っていく人もいる。最近では嵐山地区で相当被害があり、5 0 0万円程の被害額と聞いている。電線も高く売れるようである。
議 長	あまりにも盗難被害が多いので、保険会社が受けないという方針に変わりつつあるようで、太陽光発電では保険に入らなければ設置許可を下ろさない市町村もあるように聞いている。
申 請 人	最近では茶葉だけでは農家を続けられなくなっており、お茶に付加価値を付ける取り組みを考えている。秋口になると茶畑に実がではじめる。お茶もツバキ科なので椿油と同様にお茶の実油が搾れる。これを活用して油や化粧品などの商品開発をしている。大学生とも共同して若い世代のアイデアでお茶の実油の入った保湿スプレーなどが作られている。
議 長	本件について他に意見を求めるが特に無かったため、申請人に退室を促した。 ＜申請人退室＞
議 長	議案第8号農地法第3条の許可申請のうち、申請番号1について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
議 長	議案第8号農地法第3条の許可申請についての申請番号2から5番は、議案第9号農地法第5条

の許可申請についての申請番号 2 番及び 3 番と一体の案件で、議案第 9 号の県許可となることが条件となることを踏まえ、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 9 号

農地法第 5 条の許可申請について 申請番号 1

議
事
務
局

議案第 9 号農地法第 5 条の申請番号 1 番について、事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大石地区、権利は使用貸借権、所在は大字畔吉字本村で、地目は登記、現況とも畑の 1 筆である。住宅を建設するので開発許可が必要である。農振農用地に該当しており、令和 4 年 3 月 29 日付けで農振除外を受けており、除外後の農地区分は第 1 種農地であるが、住宅目的のため、不許可の例外に該当する。

議
(報
告)

担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

大石地区の小川推進委員が報告した。6 月 21 日（水）に地区担当委員 5 名で現地調査を実施した。写真にあるとおり、若干雑草があるが全体的に保全管理されていた。境界の杭も確認し、大石地区の委員の意見としては特に問題ないと判断した。土地選定理由書が提出されている。（選定理由書を朗読した）

議

長
本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第 9 号申請番号 1 について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 10 号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議
事
務
局

議案第 10 号について、事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大石地区で所在は大字領家字丸山、地目は登記、現況とも畑の 1 筆である。事由は事由発生者の死亡である。続柄は親子で従事日数は事由発生者が 320 日、他が 320 日となっている。今回の申請地以外にも生産緑地を所有しているため、主たる従事者証明は一人 1 回のみの発行であることを申請人に説明したが、今回 1 回の申請で構わないとの了

解を得ている。現地の様子は写真にあるとおり、植木畑として保全管理されており、事務局として特段問題ないと考えている。

議長

本件について意見を求めた

新木農業委員

事由発生者が亡くなる前に生産緑地をどのくらい所有していたのか。

事務局

生産緑地は全てで１６筆である。

新木農業委員

１６筆の生産緑地はどこにあるのか。

事務局

全て領家地区にある。

新木農業委員

１６筆の生産緑地が全て領家地内にあり、今回の対象地を含めた１７筆について生産緑地指定を受けていたということだが、その時は、事由発生者は納税猶予を受けていたのか。

事務局

事由発生者は納税猶予を受けていた。

新木農業委員

今回事由発生者が亡くなり、今度の申請人が引き続き納税猶予を受けることになるのか。

事務局

今後、納税猶予の申請を行う予定であるが、手続きはこれから行うと伺っている。

新木農業委員

まだ納税猶予を受けるかどうかは未定ということか。相続税の期限はいつなのか。

事務局

期間からいうと今年の１１月になる。

新木農業委員

去年の新しい生産緑地制度に、今回の事由発生者が申請したということなのか。

事務局

そのとおりで、ご存命の時に申請して更新している。

新木農業委員

では、１７筆を新たな制度での生産緑地指定を受けていて、その中から今回の１筆だけを買取り申出するということか。そうだとすれば、窓口相談に来た時、残りの部分はどのようにするのかという話なり指導はしてきたのか。

事務局

制度の説明をした上で、残りの筆については本人が引き続き管理していくということを確認している。

新木農業委員

説明にもあったとおり、主たる従事証明は１回限りなので、そんな話は聞いていないということ

にはならないようにしてもらいたい。

藤波農業委員

新木農業委員が心配している件ですが、すぐ裏に住んでいる方なのでよく知っている。親子で働き者の家で、農地もたくさん所有している。今回の１筆だけで本当にいいのかと確認したところ、ご厚意はありがたいが結構だとの回答をいただいた。領家ではかなりの地主で、アパートも経営し、市街化にも農地をかなり所有している。土地に対しては執着があり、残りの農地は納税猶予を受けて農地として管理していこうという考えだと思う。今回、事務局からも相談があったので、私が直接話をして、念には念を押したので間違いない。

議長

本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第１０号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第１１号

令和５年度６月期農用地利用集積計画の承認について

議長

議案第１１号について関係する農業委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第１０条の規定に基づき一時退席を促す。

関係委員

一時退席。

議長

担当課である農政課に説明を求めた。

農政課

制度について説明し、議案書を朗読した。

議長

本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第１１号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議長

審議が終了したため、関係する農業委員の入室を促した。

関係委員

関係委員入室。

５ 報告第３号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時50分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年6月26日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員